

茨城県建築物木材利用促進協定実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）（以下「法」という。）第15条第1項に規定する建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）の締結に関し、建築物木材利用促進協定の締結の方法及び公表事項を定める省令（令和3年総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）（以下「省令」という。）、建築物木材利用促進協定の運用について（令和3年10月21日3林政利第110号）（以下「運用」という。）、茨城県産木材の利用促進に関する指針（以下「指針」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 「事業者等」とは、事業者又は事業者団体をいい、「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指し、営利の目的をもってなされるかどうかは問わない。

「建築主」とは、建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。

(事業者等の要件)

第3 県と協定を締結することができる事業者等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 一定の目的を持ち、継続的に事業を行う事業者または事業者団体であること。
- (2) 原則、茨城県内を対象区域として、建築物木材利用促進構想を定めるものであること。
- (3) 公序良俗に反する業務を行っていないこと。

(事前相談)

第4 事業者等が建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）を締結しようとするときは、県に事前相談を行うものとする。

(協定締結の申入れ)

第5 事業者等が協定を締結しようとするときは、県に建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書（様式第1号）（以下「申入れ書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申入れ書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業者等が法人の場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人の

場合は、その住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

(2) その他知事が必要と定める書類

3 複数の者が共同で申入れを行う場合、代表者が申入れ書を提出することとし、申入れ者の欄にはすべての申入れ者の氏名及び住所を記載するものとする。

なお、2（1）及び（2）については、すべての申入れ者のものを添付するものとする。

4 県は、申入れ書の提出を受けた場合には、形式的な不備がないことを確認の上、当該申入れ書を受理するものとする。なお、形式的な不備があった場合には、遅滞なく、申入れ者に対して補正を求め、又は不受理となる旨を通知するものとする。

（協定の期間）

第 6 協定の期間は、協定締結の日から 5 年以内とする。

（協定の締結）

第 7 県は、事業者等から第 5 の規定による協定締結の申入れがあった場合は、申入れ書に記載された取組内容に応じて、庁内関係課において調整の上、次の各号に照らして適当かを確認し、協定締結の応否に係る判断を行い、知事との協定を締結することが適当であると判断した場合には、協定を締結するものとする。ただし、関係する地方公共団体等がある場合は、別途調整の上決定するものとする。

(1) 法、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」、「茨城県内の建築物等における木材利用促進方針」

(2) 県の施策との整合及び当該施策への寄与度

(3) 各種法令に違反しないこと

(4) その他必要と認められる事項

2 県は、前項の規定により判断した結果を、事業者等に通知するとともに、応じる場合は協定を締結するものとする。

（協定の内容等）

第 8 次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

(1) 協定の目的

(2) 事業者等の建築物木材利用促進構想

ア 構想の内容

イ 構想の達成に向けた取組の内容

- (3) 構想の対象区域
- (4) 協定期間
- (5) その他必要と認められる事項

(協定の変更)

- 第9 協定を締結した事業者等（以下「協定締結者」という。）は、協定内容を変更する必要がある場合は、建築物木材利用促進協定変更協議書（様式第2号）により、県に協議するものとする。
- 2 県は、前項の規定による協議があった場合は、その内容を精査し、変更の可否について判断するものとする。ただし、複数の地方公共団体等にまたがる協定の場合は、別途調整の上決定するものとする。
- 3 県は、前項の規定により判断した結果を協定締結者に通知するとともに、協定の変更が妥当と認められる場合は、変更協定を締結するものとする。

(協定の解除)

- 第10 協定締結者及び県は、相手方が協定で定めた取組を実施しない場合、又は協定で定めた内容を履行しない場合は、建築物木材利用促進協定解除申出書（様式第3号）により、協定の解除を申出ることができるものとする。
- 2 前項による申出が行われた場合は、県と協定締結者間で協議の上、協定を解除するものとする。
- 3 県は、協定締結者が法令に違反した場合、または第2に定める要件を満たさない等協定締結者として適当でないと認められる場合は、協定を解除することができるものとする。

(取組実施状況等の報告)

- 第11 協定締結者は、年度毎に取組実施状況を取りまとめ、翌年度の4月末日までに取組実施状況報告書（様式第4号）（以下「状況報告書」という。）を、県に提出するものとする。
- 2 協定締結者は、協定期間が終了した場合は、協定期間全体に係る取組実績報告書（様式第5号）（以下「実績報告書」という。）を作成し、協定期間終了後1か月以内に、県に提出するものとする。
- 3 県は、前2項により提出された状況報告書及び実績報告書の写しを、取組内容に応じて庁内関係課と共有するものとする。

(協定の公表事項)

- 第12 県は、協定を締結した場合は、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名

をホームページ等で公表するものとする。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年 7月15日から施行する。

(様式第 1 号)

建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

※整理番号：

※茨城県記入欄

年 月 日

茨城県知事 殿

氏名
申入れ者
住所

建築物木材利用促進協定の締結の手続及び公表事項を定める省令第 1 条第 1 項の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

構想の内容	
構想の達成に向けた取組の内容	
構想の対象区域	
構想の達成に向けた取組の実施期間	

備考

- 1 ※の欄には記載しないこと。
- 2 申入れ者が法人にあっては、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(様式第2号)

建築物木材利用促進協定変更協議書

年 月 日

茨城県知事 殿

(協定締結者)

住 所

氏 名

年 月 日付けで締結した〇〇〇〇に関する建築物木材利用促進協定について、下記のとおり変更したいので茨城県建築物木材利用促進協定実施要領第9の1の規定により協議します。

記

1 変更内容

(変更前)

(変更後)

2 変更理由

3 添付資料

(※変更内容、理由等が分かる資料を添付)

(備考)

・法人その他の団体にあつては、「住所」については、主たる事務所の所在地を、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(様式第3号)

建築物木材利用促進協定解除申出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

年 月 日付けで締結した〇〇〇〇に関する建築物木材利用促進協定について、解除したいので茨城県建築物木材利用促進協定実施要領第10の1の規定により申し出ます。

記

1 解除理由

(備考)

・法人その他の団体にあつては、「住所」については、主たる事務所の所在地を、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(様式第4号)

取組実施状況報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

(協定締結者)

住 所

氏 名

年 月 日付けで締結した建築物木材利用促進協定の取組実施状況について、茨城県建築物木材利用促進協定実施要領第11の1の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 報告対象年度 年度
- 2 協定名称〇〇〇〇に関する建築物木材利用促進協定
- 3 協定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 取組実施状況 (別紙として添付することも可)

	構想の達成に向けた取組の内容 (協定書記載内容)	取組の内容に対する実績 (報告対象年度の実績)	備 考
1			
2			
3			

(備考)

- ・法人その他の団体にあつては、「住所」については、主たる事務所の所在地を、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- ・取組の内容を達成できなかった場合には、備考欄にその理由と今後の対応について記入してください。

(様式第 5 号)

取組実績報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

(協定締結者)

住 所

氏 名

年 月 日付けで締結した建築物木材利用促進協定の取組実績について、茨城県建築物木材利用促進協定実施要領第 11 の 2 の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 協定名称 ○○○○に関する建築物木材利用促進協定
- 2 協定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 取組実績内容 別紙のとおり

(備考)

・法人その他の団体にあつては、「住所」については、主たる事務所の所在地を、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(様式第5号 別紙)

	構想の達成に向けた取組の内容 (協定書記載内容)	取組の内容に対する実績		備 考
		年 度	内 容	
1				
2				
3				

・取組の内容を達成できなかった場合には、備考欄にその理由と今後の対応について記入してください。

(参考：記載例) ※ (2者協定の場合)

〇〇〇〇に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項、茨城県産木材の利用促進に関する指針第3及び茨城県建築物木材利用促進協定実施要領（以下、「事務取扱要領」という。）第7に基づき、〇〇〇〇（以下「甲」という。）と茨城県（以下「乙」という。）は、「〇〇〇〇に関する建築物木材利用促進協定」を締結する。

1. 目的

2. 建築物木材利用促進構想

①構想の内容

②構想の達成に向けた取組の内容

3. 甲の構想を達成するための乙による支援

4. 構想の対象区域

5. 本協定の有効期間

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲は、構想の達成に向けた取組の実施状況について、事務取扱要領第11の1に基づき、乙に提出するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、事務取扱要領第11の2に基づき、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲及び乙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名の上、各自その一通を保管する。

年 月 日

甲

乙 茨城県知事

(参考：記載例) ※ (3者協定の場合)

〇〇〇〇に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項、茨城県産木材の利用促進に関する指針第3及び茨城県建築物木材利用促進協定実施要領（以下、「事務取扱要領」という。）第7に基づき、〇〇〇〇（以下「甲」という。）、〇〇〇〇（以下「乙」という。）と茨城県（以下「丙」という。）は、「〇〇〇〇に関する建築物木材利用促進協定」を締結する。

1. 目的

2. 建築物木材利用促進構想

(1) 甲による木材の利用の促進に関する構想

①構想の内容

②構想の達成に向けた取組の内容

(2) 乙による木材の利用の促進に関する構想

①構想の内容

②構想の達成に向けた取組の内容

3. 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援

4. 構想の対象区域

5. 本協定の有効期間

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲及び乙は、構想の達成に向けた取組の実施状況について、事務取扱要領第11の1に基づき、丙に提出するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、事務取扱要領第11の2に基づき、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙及び丙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙が記名の上、各自その一通を保管する。

年 月 日

甲

乙

丙 茨城県知事